

Rule of
Outdoor
Advertisement

屋外 広告物の ルール

誇りと愛着のもてる魅力あるまちを目指して

多治見市

はじめに

私たちが生活するまちには、いろいろな広告物が出されています。

こうした広告板やネオンサインなどの屋外広告物は広報、宣伝活動の一つとして社会的に重要な役割を果たしています。

しかし、広告物が無秩序に出されると、まちの美観を損なったり、思わぬ事故が発生することもあります。

そのため多治見市では、屋外広告物に関する取り組みをいっそう充実するために多治見市屋外広告物条例を定めています。

この「屋外広告物のルール」は多治見市屋外広告物条例及び関係規定についてわかりやすく解説しています。より良いまちづくりのためにみなさまのご協力をお願いいたします。

※ルールの詳細は、法、条例、規則を参照してください。



←QRコードを読み込むと、多治見市ホームページの屋外広告物に関するページが開きます。

ホームページ (<https://www.city.tajimi.lg.jp/kurashi/toshikekaku/fuke/okugaikokoku.html>)

屋外広告とは・・・

次の4つの要件を満たすものを「屋外広告物」としています。

- 常時または一定の期間継続して表示するもの
- 屋外で表示するもの
- 公衆（不特定多数の人）に表示するもの（駅の改札口の内側や野球場内の表示を除く）
- 看板、立看板、はり紙、はり札や広告塔、広告板、建物そのほか工作物などに掲示するものやこれらに類するもの

※内容が営利的な広告かどうかは問いません。自分の店舗や会社などに表示する店舗名、会社名なども広告物になります。



建物の外に看板やポスターなど(屋外広告物)を出すには、ルールがあります

Q なぜルールがあるの？

A 屋外広告物の乱立や大型化を防ぎ、まち並みや自然の美しさを守るためです。また、屋外広告物が道路の見通しを妨げたり、倒れたりすることがないようにして、事故を未然に防止するためです。



Q どんなルールがあるの？

A 市内で屋外広告物を表示、設置する場合には許可が必要です(団地や高速道路周辺など、原則として禁止している地域もあります)。また、屋外広告物の表示や設置が原則的に禁止されている物(街路樹、信号機など)や表示や設置ができない屋外広告物(破損したものの、落下の恐れがあるものなど)があります。



Q 屋外に広告物を表示、設置するときにはどんなことに気を付ければいいのか？

A 表示、設置をしようとする多くの屋外広告物は、条例に基づく許可が必要です。多治見市屋外広告物規制図で表示、設置場所の地域区分を確認するとともに、事前に都市政策課へ個別基準の確認や相談をしてください。



Q 条例に違反している屋外広告物はどうするの？

A 違反した屋外広告物の設置者または管理者に対して、除去や改修・移転・修繕などを命じたり、罰金を科したりします。また、はり紙・はり札・立看板で、禁止された場所に表示されているものや許可を受けてないもの、管理されずに放置されているものは除去します。



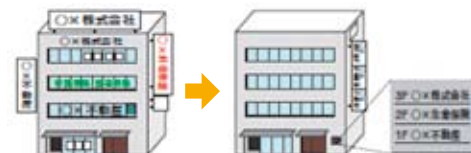
景観への配慮が必要です

多治見市の市街地では、都市としての発展が進んだことにより、屋外広告物が無秩序にはらんし、まちの美しさが損なわれています。

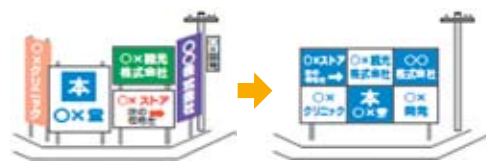
そのため、屋外広告物が風景を損なわないように、また、背後にある斜面緑地と調和するよう、中心市街地とそれを取り巻く斜面緑地一帯を「風景づくり重点区域」に指定しています。



広告物はできるだけ集約化し、必要最小限の設置とします。



◀ 建築物の低層部では個性とにぎやかさを創出し、高層部では落ち着いたまち並みを演出することで、背景となる緑や空との調和を図ります。

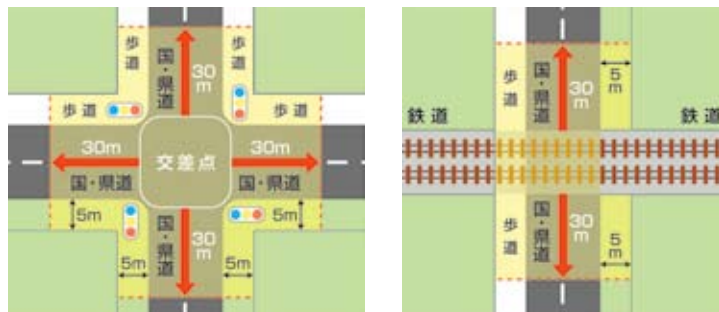


◀ 沿道や交差点付近の違法な広告物は取り除き、景観に影響を与える広告物は整理し、集約化を推進します。

広告物を出せない「禁止地域」があります

- 第1・2種低層住居専用地域、風致地区、都市公園
- 中央自動車道、国道19号(虎渓大橋～土岐市境)、国道248号(明和町1交差点～可児市境)、JR中央本線
- 中央自動車道の両側500m未満の区域(用途地域が定められている区域を除く。)
- 官公署、学校、公立の病院等の敷地内
- 信号機のある交差点、国・県道と国・県道の交差点、国・県道と鉄道との踏切、これらから30m以内の国・県道と、その道路に歩道、車道の区分のないときは、その道路の両側5m以内(高さが7m以上の屋上広告物を除く。)

略図



広告を出せない「禁止物件」があります

- 橋、トンネル、街路樹など
- 信号機、道路標識、道路上のさくなど
- 消火栓、電話ボックス、公衆便所など
- 電柱、街灯柱などへのはり紙、はり札、立看板
- 道路の路面

出してはいけない「禁止広告物」があります

- 汚れたり、色あせたり、塗料等のはがれたもの
- ひどく破損したり、老朽化したもの
- 倒れたり、壊れたり、落下するおそれのあるもの
- 信号機や道路標識などに似ていたり、その働きを妨げるおそれのあるもの
- 道路交通の安全を妨げるおそれのあるもの

禁止地域や禁止物件であっても、許可がいらな場合があります

禁止地域や禁止物件であっても、許可申請不要で掲出できるもの

- 法令に基づいて表示するもの
- 天変地異等やむを得ない場合に表示するもの
- 国等が一定の基準内で表示するもの
- アーケードや公園施設などに、地名や寄贈者名等を一定の基準内で表示するもの

禁止地域であっても、許可申請不要で掲出できるもの

- 自分のお店や事務所の敷地の中に、そのお店や事務所の名前、商売の内容などを表示するもの(以下、「自家用広告物」)で、全ての広告物の合計面積が10㎡以下のもの
- 管理上の必要により自己の管理する土地又は物件に提出するもの(以下、「管理用広告物」)で、表示面積が2㎡以下のもの
- 道標や案内図板等で、表示面積が2㎡以下のもの
- 冠婚葬祭又は祭礼のために臨時に掲出するもの
- 講演会や音楽会等のために、その会場の敷地内に掲出するもの

禁止物件であっても、許可申請不要で掲出できるもの

- 送受信塔、煙突、ガスタンク等に表示する、表示面積が10㎡以下の自家用広告物や、管理用広告物

屋外広告物を設置するには、申請が必要です

広告物を表示、設置しようとする人は、市長の許可を受けなければなりません。

● 自己の店舗などに表示する広告物

自己の店舗や事務所に表示する屋外広告物で、**表示面積の合計10㎡を超えるもの**を設置する場合は許可が必要です。

※屋外広告物が複数ある場合は、合計面積で判断します

● 案内広告やその他の広告物

自己の店舗や事務所に表示する屋外広告物以外の広告物は、**表示面積にかかわらず、すべて**許可が必要です。

屋外広告物はその種類によって手数料が定められています

種類	電飾設備	単位	有効期限	単位あたりの 手数料(円)
広告板、広告塔、アーチ壁面 広告、その他これらに類する 広告物、および広告物を掲出する 物件	ネオンサイン・その他の電飾設備を 有しないもの	広告表示面積 5㎡につき ↓ 5㎡未満は5㎡として計算する	1年以下	900
			1年を超え2年以下	1,520
			2年を超え3年以下	2,240
	ネオンサイン・その他の電飾設備を 有するもの	広告表示面積 5㎡につき ↓ 5㎡未満は5㎡として計算する	1年以下	1,200
			1年を超え2年以下	2,090
			2年を超え3年以下	3,080
電柱または街燈柱を利用する広告物		1個につき	1年以内	300
立看板		1枚につき	2ヶ月以内	200
はり紙		100枚につき ↓ 100枚未満は100枚として計算する		400
はり札		1枚につき		80
広告幕および広告網		1枚につき		300
アドバルーン		1個につき		600
その他の広告物		1個につき	1年以内	300

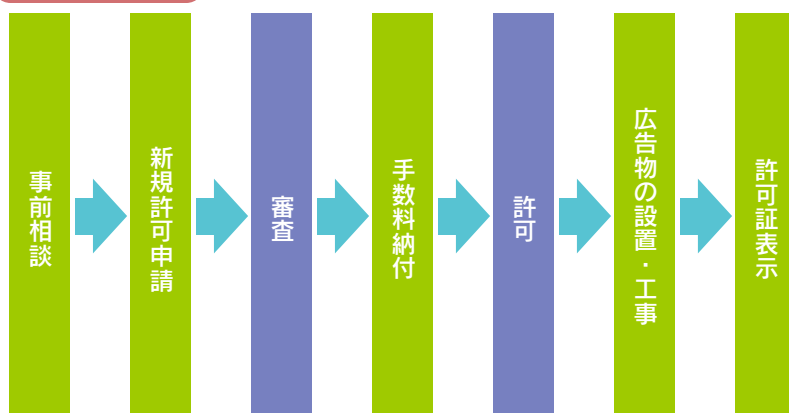
安全点検が必要です

広告物の倒壊や落下による事故を防ぐため、定期的に安全点検を実施し、常に良好な状態にしてください。

屋外広告物の表示、設置の流れ

● 手続きの流れ

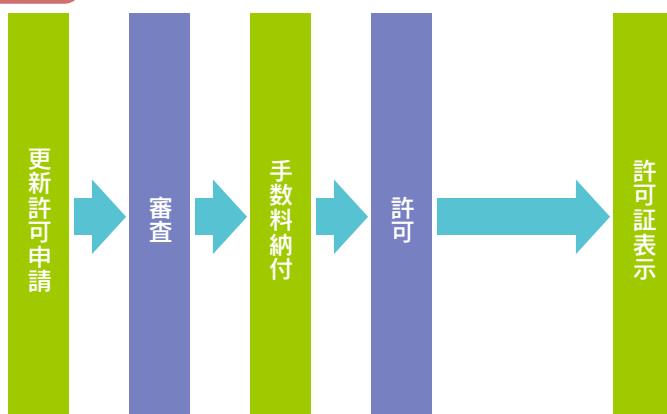
新規申請の場合



● 新規の許可申請に必要な書類

- ・屋外広告物許可申請書
- ・位置図
(野立広告物については、道路及び鉄道等からの距離を明示)
- ・形状・寸法及び構造に関する仕様書
- ・構造図
- ・彩色広告面模写図
- ・建築物を利用する広告物にあつては、建築物の構造図及び立面図
- ・委任状(※)

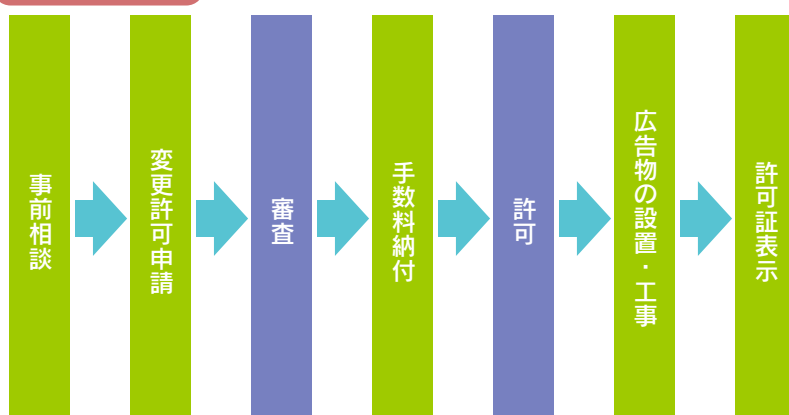
更新申請の場合



● 更新の許可申請に必要な書類

- ・屋外広告物許可期間更新申請書
- ・カラー写真
- ・屋外広告物自己点検報告書
- ・委任状(※)

変更申請の場合



● 変更の許可申請に必要な書類

- ・屋外広告物変更許可申請書
- ・変更を要する書類
- ・委任状(※)

※ 代理による届出の場合(記名の場合は押印必要)

● 屋外広告物の掲出に関連して、他法令で確認や届出などの手続きが必要な場合があります

- ・高さが4mを超える広告物を設置する場合は建築基準法に基づく工作物の確認が必要です。
- ・広告物を道路上に掲出する場合は、道路法に基づく道路占用の許可と道路交通法に基づく道路使用の許可が必要です。

● その他の手続き

広告物の掲出を許可された人が、次のような変更などをした場合は、届出書を提出してください。

- ・広告物の申請者または管理者に変更があった場合は、すみやかに屋外広告物申請者(管理者)変更届を提出してください。
- ・広告物の除却(撤去)した場合は、すみやかに屋外広告物改修・移転・除却届出書を提出してください。

許可の基準

共通基準

- (1) 都市美観又は自然景観に調和し、周囲の環境を損なわないものであること。
- (2) 汚染し、変色し、又は塗料等のはく離したものでないこと。
- (3) 広告を表示しない裏面、側面及び脚部の露出部分は、加工、塗装その他の装飾をしたものであること。
- (4) 蛍光塗料は、使用しないものであること。
- (5) 電飾設備を有するものにあつては、点滅速度は緩やかなものであつて、昼間においても良好な景観又は風致を損なわないものであること。
- (6) 色彩は、良好な景観又は風致の維持及び公衆に対する危害防止に充分配慮したものであること。
- (7) 基調となる色彩は、明青色及び高彩度を可能な限り避けること。
- (8) 容易に腐朽又は破損しない構造であること。
- (9) 点滅する電飾広告は設置しないこと。(多治見駅北地区地区計画に定められた住居1・2地区のみ)

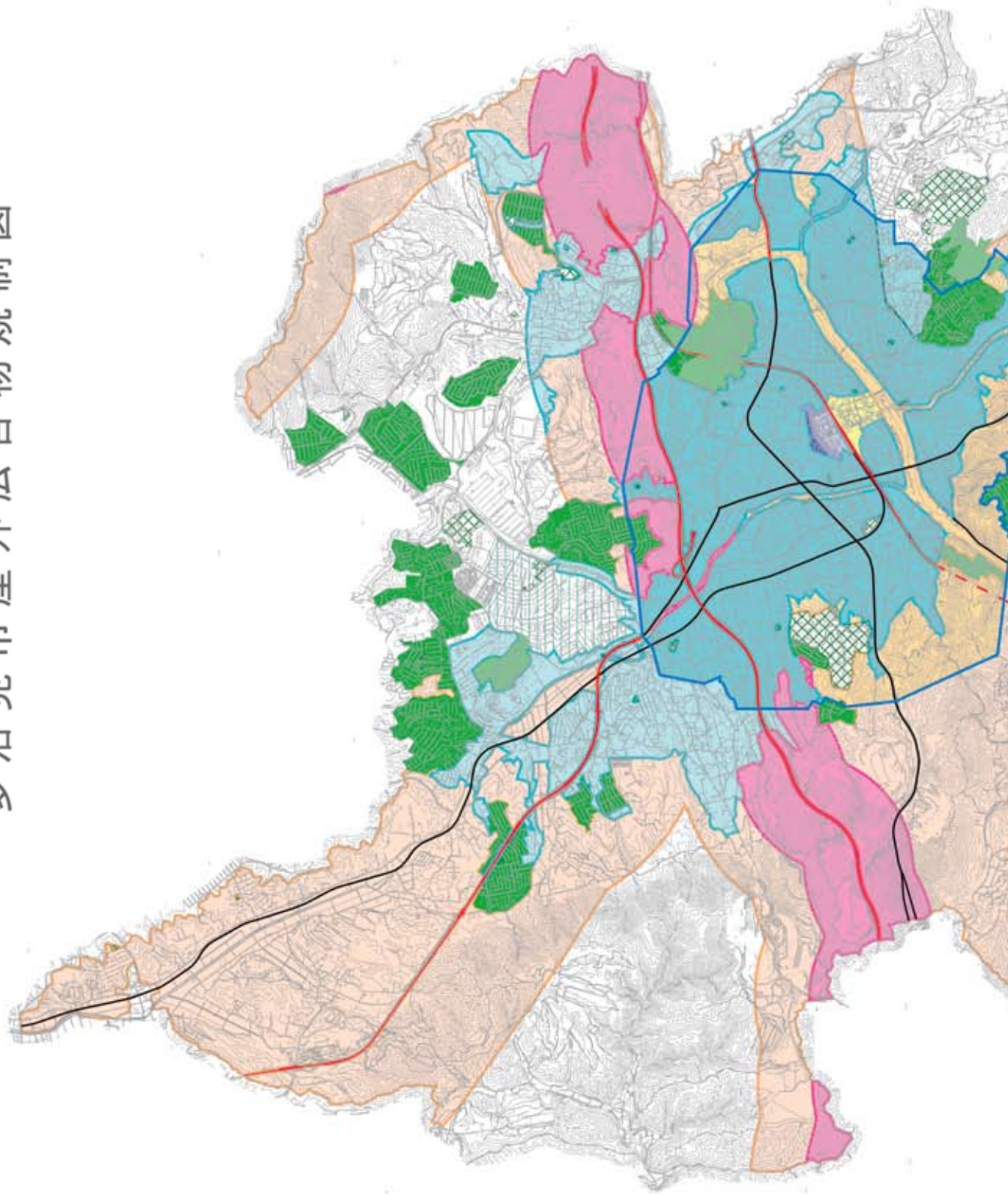
個別基準

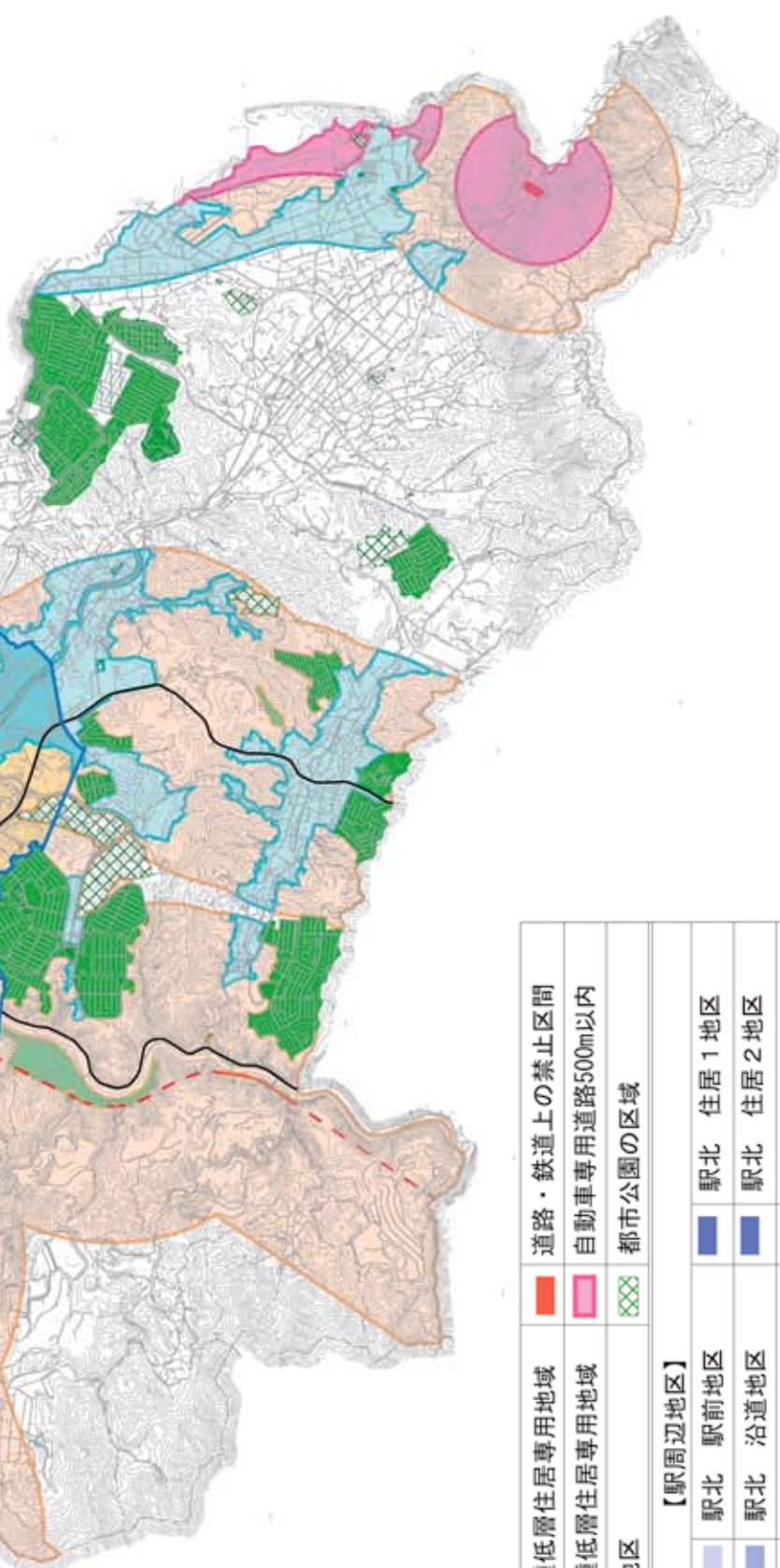
禁止地域	種 類	条 例 で 定 め る 禁 止 地 域 全 域
	野立広告物 屋上広告物 壁面広告物 突出広告物	自家広告物 案内用広告物 道標等

許可地域	重 点 地 域	駅 周 辺 地 区	種 類	駅南地区	駅北地区
				駅前地区	沿道地区
			野立広告物	○ 面積：一面20㎡以下、合計40㎡以下 ○ 高さ：10m以下 ○ 道路上の突き出し不可 ○ ベースカラーとして使用する色数は3色まで	○ 面積：一面10㎡以下
			屋上広告物	○ 個数：一建築物につき1個 ○ 面積：20㎡以下(堅固な建築物に掲示する場合は一面30㎡以下、合計120㎡以下) ○ 高さ：地表から広告物掲出箇所までの高さの2/3以下 ○ ベースカラーとして使用する色数は3色まで	設置不可
			壁面広告物	○ 面積：次の2つとも満たすこと ● 1個30㎡以下 ● 同一壁面に掲出される表示面積の合計がその同一壁面面積の1/5以下 ○ ベースカラーとして使用する色数は3色まで	○ 面積：次の2つとも満たすこと ● 1個10㎡以下 ● 同一壁面に掲出される表示面積の合計がその同一壁面面積の1/5以下
			突出広告物	○ 個数：一壁面につき1個(堅固な建築物に掲示する場合を除く) ○ 下端の高さ：歩道上は地表から2.5m以上、車道上は地表から4.7m以上 ○ 面積：20㎡以下 ○ ベースカラーとして使用する色数は3色まで ○ 道路上への出幅：1m以下 ○ 道路上への突き出し不可	
		その他の地域	種 類	市長が指定する地域	
				用途地域外	用途地域内
			野立広告物	自家広告物 ○ 面積：一面20㎡以下、合計40㎡以下 ○ 高さ：10m以下 案内用広告物 ○ 面積：一面4㎡以下、合計8㎡以下(集合看板は一面20㎡以下、合計40㎡以下) ○ 高さ：5m以下 道標等 その他 ○ 面積：一面20㎡以下、合計40㎡以下 ○ 高さ：10m以下 ○ 路線からの距離：30m以上 ○ 広告物相互距離：50m以上(中央道の両側500m～1,000mは300m以上)	○ 面積：一面20㎡以下、合計40㎡以下 ○ 高さ：10m以下
			屋上広告物	○ 個数：一建築物につき1個 ○ 高さ：地表から広告物掲出箇所までの高さの2/3以下 ○ 面積：20㎡以下(堅固な建築物に掲示する場合は一面30㎡以下、合計120㎡以下) ○ ベースカラーとして使用する色数は3色まで	
			壁面広告物	○ 面積：次の2つとも満たすこと ○ ベースカラーとして使用する色数は3色まで ● 1個30㎡以下((堅固な建築物に掲示する場合を除く) ● 同一壁面に掲出される表示面積の合計がその同一壁面面積の1/2以下	
			突出広告物	○ 個数：一壁面につき1個(堅固な建築物に掲示する場合を除く) ○ 面積：1個20㎡以下 ○ 道路への出幅：1m以下 ○ 下端の高さ：歩道上は地表から2.5m以上、車道上は地表から4.7m以上	

許可地域	重 点 区 域 外	種 類	市長が指定する地域		その他
			用途地域外	用途地域内	
		野立広告物	自家広告物 ○ 面積：1個50㎡以下 ○ 高さ：15m以下 案内用広告物 ○ 面積：一面4㎡以下、合計8㎡以下(集合看板は一面20㎡以下、合計40㎡以下) ○ 高さ：5m以下 道標等 その他 ○ 面積：一面20㎡以下、合計40㎡以下 ○ 高さ：広告塔は15m以下、その他は10m以下 ○ 路線からの距離：30m以上 ○ 広告物相互距離：50m以上(中央道の両側500m～1,000mは300m以上)	○ 面積：一面20㎡以下、合計40㎡以下 ○ 高さ：広告塔は15m以下、その他は10m以下	
		屋上広告物	○ 個数：一建築物につき1個 ○ 高さ：地表から広告物掲出箇所までの高さの2/3以下 ○ 面積：20㎡以下(堅固な建築物に掲示する場合を除く)		
		壁面広告物	○ 面積：次の2つとも満たすこと ● 1個30㎡以下((堅固な建築物に掲示する場合を除く) ● 同一壁面に掲出される表示面積の合計がその同一壁面面積の1/2以下		
		突出広告物	○ 個数：一壁面につき1個(堅固な建築物に掲示する場合を除く) ○ 道路上への出幅：1m以下 ○ 面積：20㎡以下(堅固な建築物に掲示する場合を除く) ○ 下端の高さ：歩道上は地表から2.5m以上、車道上は地表から4.7m以上		

多治見市屋外広告規制図





禁止地域	第1種低層住居専用地域	道路・鉄道上の禁止区間
	第2種低層住居専用地域	自動車専用道路500m以内
	風致地区	都市公園の区域
許可地域		
重点区域	【駅周辺地区】	
	駅北 駅前地区	駅北 住居1地区
	駅北 沿道地区	駅北 住居2地区
	駅南地区	
	【その他の地域】	
区域	市長が指定する区域	
	用途地域外	用途地域内
	市長が指定する区域	
	用途地域外	用途地域内
区域外		その他



令和6年8月作成

違反広告物簡易除却

電柱・信号機・街路灯・歩道橋・ガードレール・ガードパイプなどに付けられている下の図のような立看板、はり紙、のぼり旗などは多治見市屋外広告物条例に違反するものです。

このような屋外広告物は、交通安全の維持や景観の保持のために、除去します。

※交通安全協会ののぼり旗など公共のためのものや商店の敷地内のもの、または電柱への巻き看板、袖看板など条例で認められているものは除去しません。

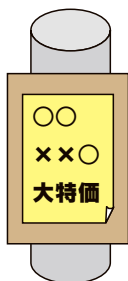
簡易除却できる違反広告物の種類

はり紙



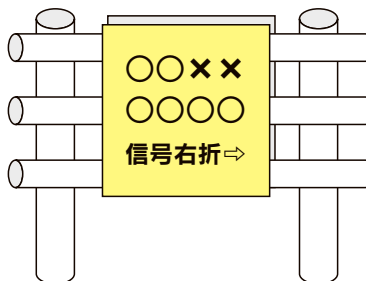
はり紙とは主に電柱や壁などに紙の状態で直接貼り付けてある物をいう。

貼り札



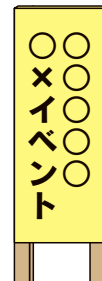
貼り札とは木やプラスチックの板などに紙を貼った物をいう。

貼り札類



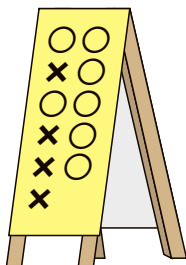
貼り札類とは鉄板やプラスチックの板に直接印字された広告物を指す。

捨て看板



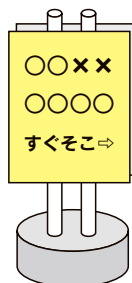
捨て看板とは木製のフレームにビニールや布などを貼り付けた簡易的な広告物を指す。

立て看板



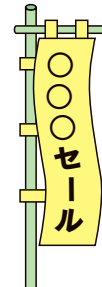
立て看板とは主に木材枠に布・ベニヤ・カラートタン・アルミを貼り付けた広告物です。

立て看板類



立て看板類はコンクリートの基礎にスチールやプラスチックのポールを差し込んだ物に掲示してある広告物を指します。

のぼり旗



のぼり旗とはポールに布製の広告物が掲示してある物をいう。

簡易除却協力団体(違反広告なくし隊)

多治見市では、まちの美観を損ねたり、歩行者の通行に支障を与えたり、道路の見通しを妨げ交通安全上の問題を引き起こす恐れのある違反広告物の除却作業を定期的に行っています。

しかしながら、こうした違反広告物が後を絶つことはなく、担当者で除却作業を行うだけでは限界があります。

そこで、違反広告物の簡易除却に市民のご協力をいただき、美しい風景づくりを実現するために「**簡易除却協力団体(違反広告なくし隊)**」を募集しています。

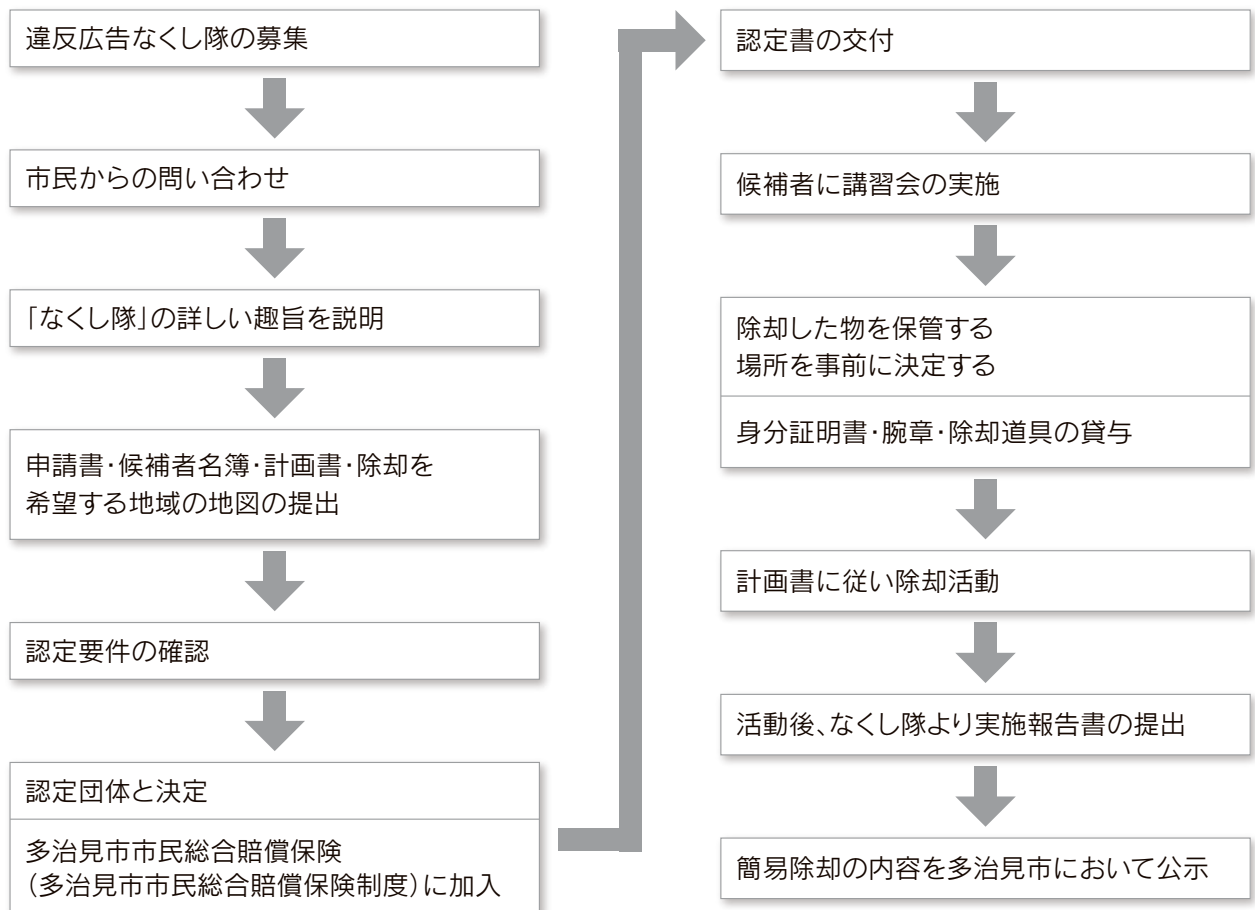
みなさんも簡易除却協力団体として、美しい風景づくりに取り組んでみませんか？

ご興味がございましたら、多治見市都市政策課までお問い合わせください。

※応募に際しては、次の条件をすべて満たす必要があります。

- 簡易除却に参加できる方が3名以上の団体
- 団体の構成員は市内在住で18歳以上の方
- 年間6回程度、簡易除却活動を行うことができる団体

違反広告なくし隊認定から実施までの流れ





屋外広告物のルール

発 行 平成23年3月
平成27年1月 増刷
令和2年2月 増刷
令和6年9月 増刷

編 集 多治見市役所 都市計画部 都市政策課
表紙デザイン 丸理印刷株式会社

〒507-8703 岐阜県多治見市日ノ出町2-15
TEL (0572) 22-1111
E-mail tosisei@city.tajimi.lg.jp
URL <https://www.city.tajimi.lg.jp>